

# 西之表市立下西小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの」とする。(いじめ防止対策推進法)

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行う。

(文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より)

## 2 いじめ防止基本方針策定の目的

本方針は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第十三条により、下西小学校の全ての児童が、いじめのない安心できる充実した学校生活をおくることができることを目的に「いじめ防止基本方針」を策定した。

## 3 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。

## 4 いじめ解消の定義

解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

### (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットトラブルも含む。)が止んでいる状態が少なくとも3か月の期間継続していること。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害児童生徒・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

### (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。また、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

## 5 基本方針

| 学校教育目標                                   |  |
|--|--|
| 豊かな心を持ち、確かな学力と健やかな体で、たくましく生きる<br>下西っ子の育成 |  |

| 家庭・地域との連携   | いじめ防止委員会  | 関係機関との連携  |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 校区長</li> <li>・ PTA 会長</li> <li>・ PTA 地域育成会</li> <li>・ 校区 青少年健全育成連絡協議会</li> <li>・ 各種団体連絡協議会</li> <li>・ 子ども 110 番の家</li> </ul> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 目的<br/>「学校基本方針」を実行に移すために本委員会設置する。年間計画の作成・実行・検証・修正の中核を担う組織である。</li> <li>2 組織構成<br/>校長、教頭、生徒指導主任、学級担任、養護教諭(※但し、重大事態発生時には、PTA 会長、校区長などの協力も依頼する。)</li> </ol> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市教育委員会</li> <li>・ SC, SSW</li> <li>・ 適応指導教室</li> <li>・ 学校ネットパトロール</li> <li>・ 西之表警察署</li> <li>・ 若宮保育園</li> <li>・ 種子島中学校</li> <li>・ 種子島高等学校</li> </ul> |

| いじめの未然防止   |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員の取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり(全体・各学級)</li> <li>・ わかる授業づくり</li> <li>・ 全ての児童が参加する授業づくり</li> <li>・ 年間計画に基づいた道徳授業公開(全担任)</li> <li>・ 授業中の日常的な基本的生活習慣の指導の徹底</li> <li>・ 人権意識の向上</li> <li>・ いじめに関する各種研修(『いじめ対策必携』の活用や体罰禁止の徹底)</li> <li>・ 教職員のカウンセリング能力等の向上(SCやSSW等の活用)</li> <li>・ 定期的ないじめアンケートの実施や心の時間の活用</li> </ul> </li> <li>○児童の取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常から、規律正しい学校生活を過ごす。</li> <li>・ 日常から、正しい姿勢で授業に臨む。</li> <li>・ 宿題の徹底、テスト等のやり直しの徹底をする。</li> <li>・ 自己有用感を獲得するために、一人一役を担う。</li> </ul> </li> <li>○保護者の取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ PTA 全体会や学級 PTA で情報交換や意見交換</li> <li>・ 家庭教育学級でいじめに関する研修</li> <li>・ 日常的な観察</li> <li>・ 子ども会や地域の行事への積極的な参加</li> </ul> </li> <li>○地域の取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 携帯電話やインターネットの利用ルールづくり</li> <li>・ 子ども会における体験活動の推進</li> <li>・ 市民体育祭・駅伝等の指導時での声かけにおける人権意識</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒指導体制(基本) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 心の教育推進委員会</li> <li>・ 連絡会(毎週水曜)</li> <li>・ 職員会議後の時間</li> <li>・ ネットパトロール</li> <li>※生徒指導係を中心に全職員で関わる。</li> </ul> </li> <li>○相談体制 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ SC の活用</li> <li>・ SSW の活用</li> <li>・ いじめ相談窓口設置</li> </ul> </li> <li>○職員研修の重点 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 『いじめ対策必携』の積極的活用</li> <li>・ いじめアンケートの分析(4・9月)</li> <li>・ いじめに関する校内研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道徳授業公開(いじめ問題を考える週間、県民週間他)</li> <li>・ 基本方針の見直し(2月)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> |

## いじめの早期発見

- 教職員の取組
  - ・いじめアンケートや心の時間、定期的な個人面談、学校楽しい〜と、他児童・保護者からの情報提供等で前兆を発見した際
  - 1 連絡会がいじめ防止委員会を招集→現状報告と共通理解を図り、大勢の目で観察（※メモなどに必ず残す）
  - 2 大勢の目で確認できた際は、早急に担任による教育相談→児童に安心感をもたせるとともに、事実確認をする。
  - ＜事実確認項目＞
    - ①誰が誰をいじめているのか ②いつ、どこで起こったのか
    - ③どんな内容のいじめか、どんな被害があったのか
    - ④いじめのきっかけは何か ⑤いつから始まったのか
  - 3 場合に応じて、SCを活用する。
- 児童の取組
  - ・悩みがあれば、我慢せずに担任や養護教諭に相談
  - ・悩んでいる友だちがいれば、話を聞いてあげるとともに、一緒に担任や養護教諭のところに行って相談できるように促す。
- 保護者の取組
  - ・日常的な観察（細かい変化を見逃さない）
  - 気になったことはすぐ担任・学校に相談
- 地域の取組
  - ・登下校時の児童の様子について、学校に情報提供

- 早期発見時の体制
  - ・いじめ防止委員会を招集、共通理解を図る。
- 重大事態への対応
  - ・第三者を加えたいじめ防止委員会の設置

## いじめに対する措置

- 教職員の取組
  - ・いじめ防止委員会を立ち上げ、対応を判断する。
  - ・学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法第23条第1項の規定に違反するという認識をもたなければならない。

| いじめられた児童に対して  | いじめた児童に対して  |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・事実確認とともに、まずつらい気持ちに共感し、心の安定を図る。</li> <li>・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。</li> <li>・必ず解決できる希望がもてることを伝える。</li> <li>・自尊感情を高めるような言葉かけをする。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめた気持ちや状況について十分聞き、背景にも目を向けて指導する。</li> <li>・心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮の基、毅然とした態度で指導し、いじめが人として絶対に許されない行為であることやいじめられた側の気持ちを認識させる。</li> </ul> |

| いじめられた児童の保護者に対して   | いじめた児童の保護者に対して   |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・発見したその日のうちに家庭訪問等で保護者面談をし、事実関係を直接伝える。</li> <li>・学校の指導方針を伝達し、今後の対応について協議する。</li> <li>・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。</li> <li>・継続して家庭と連携をしながら解決に向かって取り組むことを確認する。</li> <li>・家庭での児童の変化に注意してもらい、些細なことでも相談するように伝える。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。</li> <li>・「いじめは絶対許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。</li> <li>・児童の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。</li> </ul> |

### ＜重大事態の発生＞

- ① 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い（児童が自殺を企画した、わいせつ画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された等）
- ② 相当の期間を欠席することを余儀なくされている疑い（目安として年間30日）
- ③ 児童や保護者から重大事態に至ったという申し立てがあった場合
- 学校を調査主体とした場合
  - 1 専門的知識及び経験をもつ第三者を加えたいじめ防止委員会を立ち上げ、情報（事実）収集記録・共有及び事実確認を行った後、早急に報告【報告：学校長→市教育委員会→市長】
  - 2 いじめを受けた児童と保護者に情報を適切に提供
    - ・適時、適切な方法で、経過報告する。
    - ・個人情報に十分配慮する。（※個人情報情報を楯に説明を怠ってはいけない）
    - ・アンケート実施する際は、その旨を調査対象の児童・保護者に必ず説明をしておく。
- 市教育委員会が調査主体となる場合
  - ・設置者の指示のもと、資料の提出や調査に協力する。
  - ・学校長の判断により、出席停止や転学等の措置を検討する。
  - ・場合によっては、PTAや校区にも協力を依頼する。
  - ・いじめや暴力行為等に関して犯罪行為の可能性がある場合は、直ちに警察に通報し、その協力を得る。
- 児童の取組
  - ・当事者だけの問題でないことを認識し、いじめの傍観者から仲裁者への転換を図る。
  - ・いじめは絶対にゆるさないという思いを繰り返し確認する。
  - ・よりよい学級づくりに向けて、一人一人が真剣に考える。
  - ・何でも話し合えるような雰囲気づくりをする。
  - ・友人の変化をすぐ担任に相談（情報提供）することは正義の行動であると認識する。
  - ・マスコミなどでいじめに関する報道がされた際は、学級のみならず話し合う機会をもつ。
- 保護者の取組（※教職員の取組 参照）
  - ・学校の取組に協力する。（いじめた側・いじめられた側）
  - ・学校へ情報提供をする。